

○「令和7年度課税のあらまし」の一部訂正について

所得控除(6ページ)に記載のある「定額減税」は、税額控除等(7ページ)に記載される項目でございます。ただし、定額減税の説明に誤りはございません。

該当記載位置(6ページ)

◆所得控除(所得から差し引く控除です。)

種 類	所 得 控 除 額
雑損控除	次の(1)又は(2)のいずれか多い方の金額 (1)(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等×10% (2)災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	○従来からの医療費控除 (支払った医療費－保険金等により補てんされた額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額}(限度額 200万円) ○セルフメディケーション税制 (支払った医薬品購入費－保険金等により補てんされた額)－12,000円(限度額 88,000円)
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額
	一般生命、介護医療、個人年金の各保険料ごとに①②により求めた控除額の合計額(限度額70,000円) ①【新契約】平成24年1月1日以後に締結した保険契約(一般生命・介護医療・個人年金)の年間支払額 12,000円以下 その全額 12,000円超 32,000円以下 支払った保険料×50%＋6,000円 32,000円超 支払った保険料
扶養控除	特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の扶養親族) 1人につき 45万円 老人扶養親族(年齢70歳以上の扶養親族) 1人につき 38万円 同居老親等扶養親族(※6) 1人につき 45万円 16歳未満の扶養親族 扶養控除の対象ではありません ※上記年齢については、令和6年12月31日時点(前年中に死亡している場合はその時点)での年齢
基礎控除	前年の合計所得金額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円
定額減税	令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下であり、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住親族を除く)がいる場合は1万円が所得割から差し引かれます。

正しい記載位置(7ページ)

◆税額控除等(税額から差し引く控除です。)

種 類	税 額 控 除 額				
調整控除	納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額)が200万円以下の場合 ①「人的控除の差額の合計」(下表の差額の合計)+5万円 ②「合計課税所得金額」(課税明細書(2)の課税標準額アとイの合計) ①と②のいずれか少ない金額の5%(市民税4%、府民税1%) 合計課税所得金額が200万円を超える場合 ①の金額から(②-200万円)を控除した金額(その金額が5万円を下回る場合には、5万円)の5%(市民税4%、府民税1%)				
	人 的 控 除		控 除 額 の 差 額		
			納税義務者の合計所得金額 900万円以下	納税義務者の合計所得金額 900万円超950万円以下	納税義務者の合計所得金額 950万円超1,000万円以下
	配偶者控除	一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	5万円 10万円	4万円 6万円	2万円 3万円
	配偶者 特別控除	配偶者の前年の合計所得金額が 50万円以上 55万円未満 48万円超 50万円未満	3万円 5万円	2万円 4万円	1万円 2万円
調 整 額	総所得金額等(所得割非課税限度額)を上回る場合、総所得金額等から市民税・府民税所得割額を差し引いた後の額から所得割非課税限度額を下回るときは、税額が調整されます。				
配当割額又は 株式等譲渡所得割額の控除	特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得について申告された場合は、当該配当割額又は株式等譲渡所得割額に対して、市民税は3/5を、府民税は2/5を乗じた金額が所得割額から差し引かれます。また、所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額は、納税義務者の令和7年度市民税・府民税額に充当され、充当をすることができなかった部分の金額については、還付又は当該者の未納に係る地方団体の徴収金に充当されます。				
定額減税	令和6年中の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下であり、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住親族を除く)がいる場合は1万円が所得割から差し引かれます。				